

令和6年度地域包括支援センター(高齢者相談センター)の評価結果報告及び
令和7年度委託法人の承認について

令和6年度に行った高齢者相談センターの評価結果を介護保険運営協議会において報告いたします。その結果報告をもとに、令和7年度の地域包括支援センター(高齢者相談センター)の委託法人の承認の可否を審議していただきます。

I. 令和6年度地域包括支援センター(高齢者相談センター)評価について

地域包括支援センター(本市においては高齢者相談センター 以下「センター」という)の運営が公平・中立を旨とし、安定的・継続的に行われていくために、センターの運営状況や事業内容等について客観的評価を実施しました。 (*介護保険法115条の46第4項及び同第9項に基づき実施)

1. 対象

地域包括支援センター(高齢者相談センター)(以下「センター」という。) 5か所

2. 評価対象期間

令和5年4月1日～令和6年7月31日

3. 評価方法

- (1)各センターによる自己評価 7月1日～7月31日
- (2)現地調査・ヒアリング 8月1、5、15、22日

4. 実施内容

(1) 調査票を用いた自己評価の項目

- ア 大項目6本を柱とする評価項目を設定し、95項目の評価指標を設定した。
- イ 大項目の内容、中項目や評価指標の数は、【表1】のとおり。
- ウ 中項目や評価指標については、3～6ページに記載の令和6年度習志野市地域包括支援センター(高齢者相談センター)評価結果に記載のとおり。

【表1】大項目の内容と中項目、評価指標の数

大項目	中項目	評価指標
1. 運営体制と共通的基盤業務	10	30
2. 総合相談支援業務	7	22
3. 権利擁護業務	5	19
4. 包括的・継続的ケアマネジメント	3	9
5. 介護予防ケアマネジメント	3	9
6. その他	2	6
合 計	30	95

(2)現地調査・ヒアリング

自己評価を基に、現地調査を実施。また令和6年度の重点運営事項の取り組み状況について、進捗状況を聞き取り確認した。